

第6章 2018年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、年次報告書に対して市民から提出された意見については、市の対応措置を取りまとめ、公表を行っています。

2018年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見の概要並びにこれらに対する市の対応措置の概要は、次のとおりです。

■2018年度版環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置の概要

第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	12、30	PM2.5について、測定局が従来の18局で完全実施されていないが何故か。PM2.5は自動車排気ガスから多く出るといわれており、自動車排気ガス測定局の幸区遠藤町、中原区平和公園が抜けているのはおかしい。	PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2019年3月に中原平和公園自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、18局中16局で測定を実施しています。 なお、残る2局については、測定機の設置スペースの確保等に課題があることから、現状では設置に至っておりません。設置の可能性については、今後も検討を続けてまいります。
		PM2.5について、未設置となっている、残りの微小粒子状物質に係る常時監視測定局（一般局1局と自排局2局）の設置を、一日も早くすすめデータの公表を行うべき。	
大気	12、30	PM2.5について、全国的に、常時成分分析が実施されているが、川崎の測定結果は全国と比較・検討しているのか、示してほしい。	PM2.5については関東広域での影響を受けることから、関東甲信静地域の周辺自治体と共同で、各季節2週間におけるPM2.5成分分析結果の組成の特徴と広域的な濃度分布等について解析し、その内容について関東地方大気環境対策推進連絡会微小粒子状物質調査会議のホームページ（ http://kanto-spm.org/results/ ）で公表しております。
大気	12、30	PM2.5について、環境基準が制定されて10年になるが、いまだに削減対策が示されないのは納得できない。早期に総量削減目標や企業ごとの許容排出量を構築すべき。	PM2.5については、これまでの固定発生源や移動発生源に対する各種取組により、2016年度から3年連続で環境基準を達成（速報）しているところですが、引き続き各種取組を継続するとともに、国や九都県市との広域連携の強化を進めながら、効果的な対策を検討してまいります。
大気	12、30	PM2.5について、原因追究し、対策を早急にとり、健康被害が出ないようにしてほしい。	
大気	12、30	PM2.5について、わが国の環境基準は、米国の環境基準やWHOの指針値と比べても甘い。健康被害が続いている状況にかんがみ、市独自でさらに厳しい対策目標値ないし指標値の設定を検討すべき。	PM2.5については、2016年度から3年連続で環境基準を達成（速報）しているところですが、環境基準の継続的な達成に向けて事業者の自主的な揮発性有機化合物（VOC）排出抑制の取組の促進やガソリンペーパー排出抑制の取組を進めてまいります。また、市独自の目標値の設定については、国の動向を注視してまいります。

第3章 環境政策ごとの目標の達成状況と具体的施策の概要

1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
地球	49	国の算定マニュアルの改訂がようやくされたが、国際的には改善されていないと2019年3月に発表されている。市としても対策を強化すること。	地球温暖化対策については、平成30年3月に改定した川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働の下、取組を進めているところです。 地球温暖化対策に関する国内外の環境が大きく変化している中、今後も国等の動向を注視しながら、再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用を推進するとともに、気候変動への適応、環境技術・環境産業による貢献の推進等、地球温暖化対策を進めてまいります。
地球	49	CO ₂ 濃度を国（気象庁）まかせでなく、県や横浜市と話し合い、協力して地元のデータを元に対策を強化すること。	二酸化炭素の濃度測定については、地球全体の濃度測定が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能なものと考えております。今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視してまいります。
地球	—	「地球規模で考え地域レベルで行動する」という標語があり、二酸化炭素の測定については川崎市域において重視すべき。また二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減に当たっては、窒素酸化物など他の大気汚染物質と同様に「公害規制」すべき。	
地球	54	温暖化の進行により、真夏日の増加など市民の生活はますます危険にさらされるようになった。こうしたなか、昨年の熱中症搬送件数は584件と前年の2倍以上となっている。熱中症に関する情報を、きめ細やかに提供し年次報告書に載せるべき。	熱中症のリスクが高まる6月から9月の時期を中心に、市ホームページ等に熱中症に関する情報提供を掲載し、注意喚起をしております。また、地域における市民への健康講話等の機会を通じ、引き続き熱中症予防の啓発に努めてまいります。

2 緑の保全・創出・育成

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
緑・地球	—	大工場や大規模集合住宅ごとの、二酸化炭素排出量と樹木等による吸収量を試算させ公表させることにより、工場緑化・屋上緑化・都市緑化の必要性を認識させるべき。	大工場や大規模集合住宅を新設する際に実施する環境影響評価では、温室効果ガスに関する予測評価を行う場合、緑化地の確保や屋上緑化、壁面緑化の積極的な導入等の環境配慮の取組を行うよう促しております。 また、大規模事業者については、条例に基づき実施する「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」を適正に運用し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

3 大気環境の保全

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	80	<p>二酸化窒素について、環境基準を達成したとの見方もあるが、上限値の0.06ppmを下回っただけで、下限値の0.04ppmの達成状況はどうなっているのか、また、市の独自の環境目標値0.02ppm以下の個数に経年変化はないのか示して欲しい。</p>	<p>環境基本計画では、全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値である0.04ppm又はそれ以下を目指すとしております。平成29年度においては、一般大気測定局では全9局中4局、自動車排出ガス測定局では全9局中2局が対策目標値の下限値を下回っています。また、環境目標値0.02ppm以下に対する評価については、全測定局18局での達成率のみを示しておりますが、依然として全測定局において非達成となっております。なお、詳細な情報については、環境局事業概要（公害編）に各局の環境目標値に適合した日数とその割合を示しております。</p>
大気	80	<p>二酸化窒素の環境基準(対策目標値)は、上限値の日平均値0.06ppmについては全局で達成されているため、今後は重点目標に掲げられている下限値の日平均値0.04ppmを評価の基準にすべき。 これが実現されるよう、工場の許容排出量の見直しなど、具体的な窒素酸化物の削減対策を早急にたてるべき。これは、環境目標値(日平均値の0.02ppm)の達成のため準備段階として必要である。</p>	<p>窒素酸化物については、今後とも環境基準の達成維持や更なる環境濃度の低減に向け、自動車環境対策として、エコ運搬制度の運用等により、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブの推進を図るとともに、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく監視・指導を着実に実施していくとともに、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促してまいります。</p>
大気	80	<p>二酸化窒素について、健康被害が生じないと言われている0.02ppm以下に、早急に近づけるには、固定発生源の排出量を見直し、削減を進める必要がある。 二酸化窒素について、PM2.5や光化学スモッグの発生の原因物質の一つであり、発生源で削減対策を強化すること。</p>	
大気	80	<p>光化学オキシダントについて、光化学スモッグを発生させないように対策を強化してほしい。発生のメカニズムをつかみ、原因物質を削減すべき(近年は高めで横ばいである)。</p>	<p>光化学オキシダントの環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の削減対策を進めることが重要であり、広域での対策が必要であることから、九都県市での連携を強化し、VOC対策等の取組を推進してまいります。</p>
大気	80	<p>光化学オキシダントについて、被害者を出さないこと(2018年神奈川県内で、注意報が出てないで隣の地区で異常が報告されたことを聞いている)。</p>	<p>光化学オキシダントの濃度が高くなることによる市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報の発令について、ホームページや地上波デジタルテレビのデータ放送、防災行政無線の屋外スピーカーなど様々な媒体を介して引き続き周知してまいります。</p>
大気	80	<p>光化学オキシダント濃度が改善されず、また光化学スモッグ注意報の発令も続いている。引きつづき、固定及び移動発生源対策を強化し原因物質を減らすべき。</p>	<p>光化学オキシダントの環境改善を図るためには、主な原因物質である揮発性有機化合物(VOC)の削減対策を進めることが重要であり、広域での対策が必要であることから、九都県市での連携を強化し、VOC対策等の取組を推進してまいります。</p>

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	80	戸外における大気汚染の濃度については、JR川崎駅に設置されている大型電光表示盤などを活用して知らせるべき。	大気汚染情報（1時間値）の提供については、情報媒体の高度化・多様化に合わせて、効率的・効果的に幅広い市民に提供できるよう、次のとおり実施しています。 ・ホームページによる公表 ・テレビ神奈川のデータ放送による公表 ・市役所第3庁舎に設置したモニターによる公表 今後につきましても、ICT技術の進展等を見据え、付帯機能も含め効果的・効率的な手法について検討してまいります。
自転車	80	自転車道の延長は早急に計画を立てて、実施してほしい。また自転車置き場の確保も実施してほしい。	自転車通行環境の整備につきましては、平成31年3月に「川崎市自転車ネットワーク計画」を策定しており、今後は本計画に基づき、整備を推進してまいります。また、駐輪場につきましては、利用状況を把握し必要に応じて整備を進めてまいります。
大気	-	大企業などは工場夜景観光などの中で、「煙突から出ているものは水蒸気だ」と宣伝している。それならば、大気汚染物質はどこから出ているのか説明させる必要がある。	工場等から大量に排出される白煙は、プラント等から排出された水蒸気が冷却されて水滴になったものですが、一部の大規模なばい煙発生施設から排出される白煙には、こうした水滴の他に窒素酸化物等の大気汚染物質も含まれているものと認識しています。市民から白煙についてお問い合わせがあれば、上記の旨の説明を行い、誤解がないよう努めてまいります。

4 具体的施策の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気 健康	145	前回の市民意見への対応措置の中で、気管支ぜん息は「アレルギー疾患対策基本法」でアレルギー疾患と位置付けられているとのことだが、公害健康被害補償法としても位置付けられていることを無視してはいけない。	本市では、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、補償給付、公害保健福祉事業、公害健康被害予防事業を行っております。

その他

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
その他	-	住みよいまちづくりの一つに下水道問題がとりあげている。同じ環境局だからとして見ているが、水問題として飲料水は水道局の管轄ですが「水の確保」として、協力して一言話題にしていってはどうか。	平成22年度に水道局と建設局下水道部が統合して上下水道局となり、基本理念「健全な水循環により市民の生活を守る川崎の上下水道」の下に事業に取り組んでおります。
その他	-	臨港道路東扇島水江町線の工事中であるが、アクセス当時と条件が違ってきていて、費用対効果もくずれており、住みよいまちづくりにはふさわしくない。公害発生源でもあり、問題だ。	川崎市の環境影響評価制度では、開発行為が完了するまでの間に、条例評価書に記載された事項に変更があるときは、その変更事項を市長に届け出るようになっておりまして、川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業においても、変更届が提出されております。提出された変更届は、内容を確認し、必要な手続きの有無等を審査しております。